⑩　金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者
（金商法第106条の16、第194条の７）
⑪　金融商品取引所持株会社の主要株主
（金商法第106条の20、第194条の７）
⑫　金融商品取引所持株会社
（金商法第106条の27、第194条の７）
⑬　金融商品取引所
（金商法第151条、第194条の７）
⑭　自主規制法人
（金商法第153条の４において準用する第151条、第194条の７）
⑮　外国金融商品取引所
（金商法第155条の９、第194条の７）
⑯　金融商品取引清算機関
（金商法第156条の15、第194条の７）
⑰　証券金融会社
（金商法第156条の34、第194条の７）
⑱　投資信託委託会社等
（投信法第22条第１項、第225条）
⑲　投資法人の設立企画人等
（投信法第213条第１項、第225条）
⑳　投資法人
（投信法第213条第２項、第225条）
㉑　投資法人の資産保管会社等
（投信法第213条第３項、第225条）
㉒　投資法人の執行役員等
（投信法第213条第４項、第225条）
㉓　特定譲渡人
（ＳＰＣ法第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条）
㉔　特定目的会社
（ＳＰＣ法第217条第１項、第290条）
㉕　特定目的信託の原委託者
（ＳＰＣ法第286条第１項において準用する第209条（第217条第１項）、第290条）
㉖　保管振替機関
（保振法第８条第１項、第41条の２）
㉗　振替機関
（社振法第20条第１項、第136条）
㉘　その他、上記①から㉘までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

また、証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、上記の権限に基づく検査と同時に実施している。

この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。
①　金融商品取引業者、特例業務届出者
（犯収法第14条第１項、第20条第６項第１号）
②　登録金融機関
（犯収法第14条第１項、第20条第６項第２号）
③　証券金融会社、保管振替機関、保管振替機関の参加者、振替機関又は口座管理機関
（犯収法第14条第１項、第20条第７項（附則第５条により読替え））
㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分の勧告を踏まえ、被検査会社等の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった被検査会社等に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分を行うことになる。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から金融商品取引業協会に委任されていることから、金融商品取引業協会は、証券監視委の勧告を踏まえ、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行うことになる。

さらに、金商法第51条により、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことから、こうしたことを念頭に個別の法令違反のみならず、内部管理態勢にも着目した検査を実施している。

平成20事務年度においては、米国大手証券会社のリーマン・ブラザーズが破綻するという、いわゆる「リーマンショック」が発生した。「100年に一度の金融危機」とも呼ばれ、我が国の金融・資本市場にも大きな影響を及ぼした。今般のグローバルな金融危機は、金融・資本市場や金融商品取引業者に対する検査のあり方に関し、一層の充実を迫るものとなった。また、金商法を含めた累次の制度改革の結果、証券監視委の検査対象は大幅に増加している。こうしたことを踏まえ、より効率的・効果的な証券検査の実現を目指して、検査の手続面を中心に点検を行い、必要があれば見直しを行うことを目的として、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を立ち上げた。計10回の議論を重ねるとともに、議論の過程においては、日本証券業協会等の業界団体とも意見交換会を行った。こうした過程を経て、今後の証券検査の一定の方向性について、昨年12月25日に「証券検査に係る業務点検プロジェクトの検討状況について」を公表した。その後、さらに議論を進めて得た結論等を踏まえ、「証券検査に関する基本指針」に盛り込んだところである。（詳細については後述のとおり）

その他、証券監視委では、政府において現行の空売り規制に加えて新たな規制が導入（売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止、一定規模以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け）されたことを踏まえて、新たに規制対象となった空売り規制の実効性を確保する観点から、空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項として掲げて検証するよう、平成20年10月30日付で事務局長名による検査官や財務局等への通達を発出し、かかる検証も強化してきたところである。

なお、金商法等の一部改正（ファイアーウォール規制の見直しなど利益相反管理体制の構築）を踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルを一部改正し、本年６月１日以降の検査において、活用しているところである。

第２　証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、毎年７月１日に始まり翌年６月30日に終わる１年間を検査事務年度として行われていたが、本年からは４月１日に始まり翌年３月31日に終わる１年間を検査年度として行われることとなった。

証券監視委及び財務局長等は、証券検査を計画的に管理・実施するため、年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の検査の重点事項、その他検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、その年度中に検査を行おうとする対象先の種類及び数等を定めている。

平成20事務年度については、平成20年７月、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を以下のとおり定め、公表した。

平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第１　証券検査基本方針

１．基本的考え方

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することにある。これを実現するために、市場の仲介者である金融商品取引業者等に対して、証券検査（以下「検査」という。）を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。また、金融商品取引業者等自身にも、市場の実情に精通する者として、自らを律して投資者からの信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献するゲートキーパーとしての役割が期待されている。金融商品取引業者等との対話を通じ、そうしたゲートキーパーとしての自覚を促すことも検査の重要な役割である。

我が国金融・資本市場は、金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、金融商品取引法の改正をはじめとする制度の変革など、ダイナミックな状況変化に直面している。このような局面変化に対応するため、また、金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を進めるため、金融庁においては、市場参加者にとってより質の高い規制を目指すベター・レギュレーションの取組みが行われている。国際的にも、各国証券規制当局において、同様の取組みが既に行われてきているところである。